

# 新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想 作成業務委託 提案競技実施要項

令和8年2月  
福岡市福祉局障がい企画課

## 【資料】

- 資料1 提案競技実施要項
- 資料2 企画提案書作成要領
- 資料3 仕様書（案）
- 資料4 評価項目配点表

## 【様式】

- 様式1 質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
  - 様式2-1 委任状
  - 様式2-2 誓約書
  - 様式2-3 役員名簿
  - 様式2-4 共同事業体構成団体一覧ひな形
  - 様式2-5 共同事業体協定書ひな形
  - 様式2-6 財務諸表（個人用ひな形）
- 様式3 同類又は類似業務の実績表
- 様式4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項は、「新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想作成業務委託」（以下「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、この公募は、令和8年度当該業務の予算成立が前提であり、その他本市の事情により公募及び契約を中止する場合について、市はいかなる責任も負わない。

## 1 件名

新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想作成業務委託

## 2 業務の目的

パラスポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催以降、国内で関心が高まりつつある中、スポーツ庁は、「障がい者スポーツセンターは、パラスポーツに関する様々な機能を有する施設であり、都道府県ごとにセンターが1つ設置されていることが望まれる」という指針を示している。

そうした状況下で本市の障がい者スポーツセンターにおいては、築43年を経て、施設の老朽化や社会的ニーズへの適合などが課題となっており、令和7年度は、機能強化のあり方と整備のあり方について検討を行い、下記のとおり決定した。

### 【機能強化のあり方】

全ての障がい者がスポーツを楽しみ、挑戦し、障がいの有無に関わらずスポーツを通じた交流が生まれるインクルーシブなスポーツセンターへの転換を目指す。

### 【機能強化の方向性（2つの視点）】

- (1) 誰もが挑戦できる環境づくり … 体育館フロアの拡張等
- (2) 交流が生まれる場の創出 … オープンスペースの設置等

### 【整備のあり方】

機能強化の実現性や施工中の利用者への影響を検討した結果、機能強化が可能で施設休館も伴わない「移転建替」の方向で進める。

本件業務は、これまでの検討内容を踏まえつつ、本市における新たな障がい者スポーツセンター（以下、新たなセンターという）の整備に向けた基本構想の作成業務等を委託するものである。

### ◀ 本業務の重点目標 ▶

- 本市施策である「ユニバーサル都市・福岡」や「福岡100」のコンセプトを踏まえた上で、共生社会の実現につながるインクルーシブなスポーツセンターへの転換を目指す。
- 全ての障がいに配慮した、バリアフリー施設とする。
- ニーズを詳細に把握し、利用者見込みと併せて、可能な限り定量的に示す。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

## 4 提案限度額

32,923,000円（消費税及び地方消費税額含む）を上限とします。

※上限を超える場合は、失格とします。

## 5 委託内容

「仕様書（案）」（資料3）のとおり

## 6 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年2月 5日(木)
(2) 質問書提出締切	2月18日(水)17時まで
(3) 質問回答	2月25日(水)予定
(4) 提案競技参加申請書提出締切	3月 4日(水) 17時まで
(5) 企画提案書提出締切	3月11日(水) 17時まで
(6) 審査	3月23日(月)予定
(7) 事業者決定及び通知	3月23日(月)予定
(8) 契約締結	4月 1日(水)予定

## 7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 8 共同事業体での参加

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」と言う。）として参加する場合は、応募時にJVを形成し、代表団体を定めてください。その他条件は以下のとおりです。

- (1) 各構成員が参加資格を満たしていること。
- (2) 各構成員は、本提案に関する2以上のJVの構成員になることはできない。
- (3) 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

## 9 留意事項

- (1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。
- (3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。  
なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
  - ① 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、今後、福岡市立障がい者スポーツセンターの整備を進める上で、使用できるものとする。
  - ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
  - ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 9 質問書の提出

本募集要項及び内容等について質問がある場合は、「提案競技質問書」（様式1）にて提出してください。

- (1) 提出締切  
令和8年2月18日(水)17時まで
- (2) 提出先  
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法  
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答  
令和8年2月25日(水)までに下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 10 提案競技参加申請書の提出

### (1) 提出締切

令和8年3月4日(水)17時まで(郵送の場合は必着)

### (2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

### (3) 提出方法

(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。また持参する場合は、平日9時～17時とする。

### (4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑩の提出を免除する。

#### ① 提案競技参加申請書(様式2)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

#### ② 会社概要(事業概要がわかるパンフレットでも可。)

#### ③ 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

#### ④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注)法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

#### ⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注)本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

#### ⑦ 委任状(様式第2-1号)

注)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1号により委任状を作成して提出すること。

#### ⑧ 誓約書(様式第2-2号)

注) 様式第2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式第2-3号）

注) 様式第2-3号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

### 13 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年3月11日(水)17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「（提出月日）\_（提案事業者名）\_企画提案書」（※（ ）は各々必要事項を記載）とすること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領（資料2）に従って作成すること。

(5) 提出部数

① 原本

正本1部、副本7部

② データ

正本、副本各1ファイル

### 14 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課

TEL：092-711-4248（直通）

メールアドレス：s-kikaku.PWB@city.fukuoka.lg.jp

## 15 応募者ヒアリング

書面審査および選定委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については、提案者（JVの場合は代表企業）に対して通知する。

## 16 審査

### (1) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価項目配点表（資料4）に基づき、企画提案書等提出書類およびヒアリングの内容を審査し、最も評価点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価点が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

### (2) 結果通知

最優秀提案者決定後に電子メール等で担当者に連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 17 採点方法及び契約相手方の決定方法

### (1) 採点方法

評価項目配点表（資料4）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を決定する。

### (2) 配点

各項目の配点は、評価項目配点表（資料4）のとおり。

### (3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

### (4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、「1業務の実施方針等」の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

### (5) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

## 18 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

## 19 その他

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後から最優秀提案者選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

## 20 苦情申立てについて

- (1) 本件の提案競技手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。ただし、苦情を申し立てることができる者及び苦情を申し立てることができる期間は限られている。
- (2) 本件の提案競技手続に関し、苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、提案競技の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (3) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law-complaint.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html)